

再審訴状

2023年10月26日

最高裁判所 御中

再審原告ら訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳

弁護士 椎 名 基 晴

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育 哉

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

再審請求事件

訴訟物の価額 1370万円

貼用印紙代 2万8000円

上記当事者間の最高裁判所令和5年（行ツ）第180号国籍確認等請求上告事件について、令和5年9月28日に言い渡し、同年9月29日に確定した終局判決に対して再審の訴えを提起する。

第1 不服申し立てにかかる判決の表示

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

第2 再審の趣旨

再審を開始するとの裁判を求める。

第3 再審の理由

1 上告棄却決定の理由の誤り

(1) 再審原告らの主張した上告理由

再審原告らは、上告理由として「原審判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること」（民訴法312条1項）を主張した。具体的には下記の主張である。

ア 原審判決は、きわめて緩やかな違憲審査基準（立法目的及びその目的を達成する手段が合理的か否かという基準）を用いることにより、国籍法11条1項による日本国籍剥奪を合憲とした（原審判決34～36頁）。しかし、

日本国憲法下での日本国籍は、「我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」である（2008（平成20）年6月4日最高裁判所大法廷判決）。それゆえ日本国籍の剥奪は、現憲法の正統性の淵源であり日本国の統治者である主権者を日本国の政治過程から追放して排除するという点で国民主権原理及び憲法が保障する代表民主制を損なうとともに、現憲法制定の目的たる基本的人権保障の土台を根こそぎに奪い去り、現憲法が「現在及び将来の国民」に憲法の定める基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」として保障したことを骨抜きにするという点で基本的人権尊重原理を空洞化する。すなわち日本国籍の剥奪は、現憲法による統治の正統性に大きく影響する行為である。日本国籍の剥奪はまた、国籍は個人のアイデンティティと密接に結びつくとともに個人の人生設計にも大きな影響を与えるものであるから、個人のアイデンティティ（人格権）や幸福追求権（憲法13条）を制約・侵害して「個人の尊重」原理とも対立する。加えて、日本国籍の剥奪は、日本国籍を離脱しない自由（憲法22条2項）を制約・侵害し、剥奪の態様によっては適正手続保障（憲法31条）及び国際慣習法である「専断的（恣意的）な国籍剥奪の禁止」原則にも違反する（憲法98条2項）。このような重大な結果をもたらす日本国籍剥奪は、上掲の憲法の基本原理や憲法の具体的な人権条項により厳しく制約される。原審判決が、国籍法11条1項及び同条項による日本国籍剥奪を、異常に緩やかな上記の基準（薬事法違憲判決よりもはるかに緩やかな基準）を用いて審査したことは、上掲の憲法の基本原理等の重大な違反であるとともに、憲法10条の解釈を誤るものである（上告理由書「別紙」64～65頁。詳細は同「別紙」第7章～第11章）。

イ 原審判決は、憲法22条2項は日本国籍を離脱する自由のみを保障し離脱しない自由は保障しないと結論づけた（原審判決33～34頁）。しかし、

このような解釈は憲法の文言の一般的な解釈手法に反する非論理的な解釈であり、同条項が人権規定として設けられた趣旨にも同条項の沿革にも反する。同条項は憲法13条と結びついて日本国籍を離脱しない自由も保障していると解されなくてはならず、原審判決の憲法22条2項の解釈は誤りである（上告理由書「別紙」第8章）。

ウ 上掲の基本原理や憲法22条2項等による制約をふまえた違憲審査基準を用いて審査すれば国籍法11条1項は違憲無効となる。原審判決は、同条項を合憲と判断することによって、憲法22条2項等に基づく違憲審査基準に関する解釈を誤った（同「別紙」第12章）。

エ 仮に国籍法11条1項が上記アないしウの過程で違憲と判断されなかったとしても、国籍法11条1項は、外国国籍を志望取得した日本国民を、他の事情で外国国籍を取得した日本国民や、日本国籍を取得した外国国籍保有者らと異なり、日本国籍を保持するか離脱するかという意味での国籍選択の権利・機会の保障について合理的な理由なく不利益に取り扱うものであるから、憲法14条1項に違反する（外国国籍の当然取得の場合との差別について同「別紙」158頁以下、生来的取得の場合との差別について同168頁以下、日本国籍の志望取得の場合との差別について同169頁以下）。ところが原審判決（44～50頁）は、国籍法が国籍選択の機会に関して設けた取扱いの区別を合理的だと結論づけることによって憲法14条1項の解釈を誤った（詳細は上告理由書「別紙」第13章）。

オ また、国籍法11条1項は、日本国民のうち家族関係や経済生活、社会生活が国境を越えてしまった人々のみを幸福追求権（憲法13条）の享受について差別的に取り扱うものであるから、憲法14条1項に違反する。ところが原審判決（50頁）はこの差別をも合憲であると結論づけて憲法14条1項の解釈を誤った（詳細は上告理由書「別紙」第14章）。

カ 国籍法11条1項の立法目的である複数国籍の弊害防止に関して、原審判

決（37～44頁）は、当該立法目的のために制約を受ける権利利益すなわち日本国籍の具体的内容や重要性、目的と手段すなわち日本国籍剥奪との均衡などをまったく考慮しておらず、複数国籍の防止解消と日本国籍を保有することの権利ないし利益の調整について一切検討していない。これは適正な司法審査（憲法81条）を放棄したものである（上告理由書「別紙」55頁）。しかも、原審判決（37頁）は国籍法11条1項の立法目的を正当化するにあたって現憲法下では生じ得ない兵役の衝突を複数国籍の弊害であるとして論じており、憲法尊重擁護義務（憲法99条）に違反する（上告理由書「別紙」46頁）。原審判決にはこれらの憲法違反がある。

（2）本件の上告理由が「原審判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること」に明らかに該当しないとはいえないこと

上告棄却理由を読むと、前記（1）アないしカの上告理由すべてが、「原審判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること」に明らかに該当しない、と判断されたことになる。しかし、以下の理由から、これはあり得ない誤った判断である。

ア 上告理由はこれまでの裁判例では争点となっていなかった憲法上の重要な争点を多数含んでいる

まず、本件は、本人の意思に反してでも日本国籍を喪失させる国籍法11条1項の違憲性が本格的な争点となった初めての事案であり、上記の上告理由はこれまでの裁判例では争点となっていなかった憲法上の重要な争点を多数含んでいる。その争点とは、たとえば、

- ① 憲法22条2項は日本国籍の離脱という作為の自由に表裏一体のものとして日本国籍を離脱しないという不作為の自由をも保障するのか否か。憲法22条2項による保障が憲法10条による立法裁量を制約するのか、それとも憲法22条2項による保障は憲法10条により制限されるのか（上告理由書「別紙」第8章、第11章及び第12章）。

- ② 「法律の不知」にかかわらず日本国籍を強制的に喪失させることは憲法 31 条の適正手続保障に違反しないのか。憲法 31 条による適正手続保障が憲法 10 条による立法裁量を制約するのか、それとも憲法 31 条による適正手続保障は憲法 10 条により制限されるのか（同第 10 章～第 12 章）。
- ③ 現憲法が定める政治プロセスへの参加を保障された主権者たる国民の地位を法律により喪失させ、政治プロセスの過程から永遠に排除してしまうことが、現憲法の下で許されるのか否か。仮に許されるとしても、国籍法 11 条 1 項による日本国籍の強制的喪失が、国民主権原理に基づく代表民主制のプロセスへの参加を国民に保障する現憲法により許容されるのか否か（同第 7 章、第 9 章、第 11 章及び第 12 章）。
- ④ 憲法上のすべての基本的人権の保障の土台となる日本国籍を本人の意思に反して喪失させることが許されるのか否か。仮に許されるとしても国籍法 11 条 1 項による日本国籍の強制的喪失が、基本的人権の尊重を基本原理とする現憲法により許容されるのか否か（同第 7 章、第 9 章、第 11 章及び第 12 章）。
- ⑤ 外国国籍を志望取得したことを理由として日本国籍を強制的に喪失させることは、生活や家族関係が国境を超えた日本国民の幸福追求を阻害し、またアイデンティティを毀損するものであり、憲法 13 条（「個人の尊重」原理）に違反するのではないかと（同第 8 章、第 11 章及び第 14 章）。
- ⑥ 国籍法 11 条 1 項は国連の定めた国籍喪失に関するガイドラインに違反しており、憲法 98 条 2 項に違反するのではないかと（同第 10 章～第 12 章）。
- ⑦ 国籍法は外国国籍の生来的取得や日本への帰化の場合などには、日本国籍を保持するか離脱するかという意味での国籍選択の機会を保障して

いるのに、外国国籍を志望取得した場合にのみ日本国籍を強制的に喪失させて国籍選択の機会を保障しないことは憲法14条1項に違反するのではないか（同第13章）。

- ⑧ 国籍法11条1項は、日本国民のうち家族関係や経済生活、社会生活が国境を越えてしまったという社会的身分（社会生活上継続的に占める地位）を有する人のみを幸福追求権の保障に関して差別的に取り扱うものであり憲法14条1項に違反するのではないか（同第14章）。
- ⑨ 憲法の上記の基本原則が憲法10条の立法裁量を制約するのか、それとも憲法の基本原則は憲法10条により制限されるのか（同第9章）。
- ⑩ 日本国籍を喪失させる法律の違憲審査基準はどのようなものとなるか（同11章）。

などである。

これらはいずれもこれまでに最高裁判所での判断が示されたことのない憲法上の重要な争点であるから、これらの争点のすべてについて憲法違反の問題は生じないなどと簡単に結論づけることは不可能である。

イ 最高裁判例の射程について

(ア) 2008年最高裁大法廷判決の射程

上告審を担当した第一小法廷は、原審判決と同様に、憲法10条の趣旨を判示した2008（平成20）年6月4日最高裁判所大法廷判決に依ることで前記アの争点すべてを解決できると考えたのかもしれない。

しかし、同判決は日本国籍取得の場面についての立法裁量を取り扱ったものであり、日本国籍の喪失の場面について具体的に論じたものではない。日本国籍取得の場面と喪失の場面とを区別して論じる必要があることは、国会答弁で政府委員も認めた当然の事理である（上告理由書「別紙」第11章3（2）イ、甲89）。日本国籍という極めて重要な法的地位を国籍法11条1項によって本人の意思に反して喪失させることが憲法上許されるのか否かを判断するに

は、関連する憲法の各条項の内容と上記大法廷判決の判示内容との関連性を具体的かつ緻密に検討することが不可欠である。上記大法廷判決の抽象的な判示を漫然とあてはめたところで国籍法11条1項の憲法適合性の有無は明らかにならないのであって、かかるあてはめは憲法の解釈手法として誤りである。

憲法10条の沿革をみても、同条は、帝国議会での議論と審理を経た最終段階において、押し付け憲法であるとの批判を回避するためにGHQ草案にはなかった独自規定を設けることを意図して付加的に設けられたものにすぎない（同第9章）。かかる憲法10条をもって、GHQ草案（甲181）を含む憲法成立過程の議論を通して一貫して基本的人権とされてきた権利を保障する憲法22条2項や31条の人権保障を弱めたり、国民主権原理及びそれに基づく政治過程へ参加しつづける権利や基本的人権保障の土台たる地位すなわち日本国籍をいかようにも制約したり剥奪したりできるとすることは、憲法を根底から破壊するクーデターともいうべき所業であって、とうてい憲法が許すものではない。

（イ） 2015年最高裁判決の射程

第一小法廷はまた、やはり原審判決と同様に、憲法22条2項は日本国籍を離脱する自由を保障するのみで離脱しない自由までは保障していないから本件において憲法22条2項が憲法10条を統制することはないと安易に考えたのかもしれない。

しかしこのような見解が憲法の許容するものでないことは上述のとおりであるし、憲法22条2項が日本国籍を離脱しない自由を保障するか否かを判断した最高裁判例はない。たとえば国籍法12条の違憲性が争われた2015（平成27）年3月10日最高裁判所第三小法廷判決の事案では、本人の意に反し国籍を奪われない権利ないし利益（国籍保持権）が憲法13条により保障されるとの主張が原告からなされたが、同事案は日本国籍の生来的取得についてのものであり日本国籍の保持が問題となる事案ではなかったため、日本国籍

を奪われない権利ないし利益の保障の有無について、また保障されるとしてその根拠が憲法13条か22条2項か、あるいは最近の学説で主張されるように憲法10条そのものであるかを含めて、最高裁は判断していない。

イ 国籍法11条1項の違憲性に関する学説状況など

学説に目を向けると、国籍法11条1項については、本件について触れた多数の憲法学者が違憲性を指摘し、あるいは憲法適合性に疑念を呈しており、本件の第一審判決及び控訴審判決についての学者による評釈は批判的なものばかりである。それらについては上告理由書中で適宜挙げたほか、最高裁判所裁判官が参照しやすいように、同書「別紙」附録の資料2「日本国籍喪失・剥奪に関連する学説、地裁・高裁判決の評釈」に整理して示した。

たとえば令和4年度の重判解説において第一審判決が2名の学者によって批判的に採り上げられたほか（甲221、甲222）、原審判決の後も、両下級審判決を批判して国籍法11条1項の憲法適合性に疑問を呈する論稿が法学セミナー誌に2号連続で掲載された（甲245、甲246）。さらに本年7月末には国籍法11条1項の憲法及び国際法規適合性を論理的かつ明解に否定する憲法学者の重厚な論文が発表された（甲247）。本件訴訟で再審原告らが提起した問題（国籍法11条1項の違憲性に係る上告理由）に、憲法上の重要な争点が多数含まれていることの証左である。

また、日本国籍を奪われない権利は憲法13条や22条2項、あるいは憲法10条によって保障されるとする見解が有力に主張されており、それを否定する学説は見当たらない。同種の問題を扱った米国の裁判例（上告理由書「別紙」第9章）や諸外国の実践も、再審原告らの主張を肯定するものである。

ウ 小括

以上のとおり、再審原告らの上告理由は、これまでに最高裁判所での判断が示されたことのない憲法上の重要な争点を多数含むものであるとともに、国籍法11条1項についてはその違憲性を指摘する学説と評釈が相次いでおり、前

掲の憲法上の争点についても再審原告らの主張を肯定するものばかりである。

これらの事実をふまえて合理的に考えるなら、本件の上告理由が「原審判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること」に明らかに該当しないなどということとはあり得ない。再審原告らの主張する上告理由が憲法違反に該当しないことが明らかであったとする第一小法廷の判断は誤りである。

2 再審の事由（民訴法338条1項1号及び9号）

（1）民訴法338条1項1号、裁判所法10条1号

裁判所法10条は、柱書きにおいて「事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによる。但し、左の場合においては、小法廷では裁判をすることができない。」と定め、1号で「当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するとき。

（意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合すると
の裁判と同じであるときを除く。）」とする。

再審原告らの上告は、前記1で挙げた上告人ら当事者の主張に基いて、国籍法11条1項が憲法に適合するかしないかの判断を求める事件であった。

そして、前記1でみたとおり、本件で再審原告らの主張した上告理由は、これまでに最高裁判所大法廷での判断が示されたことのない憲法上の重要な争点を多数含み、学説の状況をみてもそれらの争点を含む上告理由が憲法違反に該当しないことが明らかとはいえないものであるから、法律の憲法適合性が真に争われる事件であった。

したがって、本件の上告は小法廷では裁判をすることができない事件であり（裁判所法10条1号）、大法廷で裁判がなされなくてはならなかった。

ところが、本件の上告に対する棄却決定は、小法廷限りでなされた。

これは民訴法338条1項1号の再審の事由（「法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。」）に該当する。

(2) 民訴法 338 条 1 項 9 号

再審原告らの主張した上告理由は、上述のとおり、これまでに最高裁判所大法廷での判断が示されたことのない憲法上の重要な争点を多数含んでおり、それらの争点についての判断が本件上告の結論を左右することは明らかである。

ところが、第一小法廷は、上告理由に含まれる憲法上の争点についてなんら具体的な理由を示すことなく憲法違反に明らかに該当しないと述べるのみであり、上告理由を検討した形跡はまったくみられない。実質的に考えても、これまでに最高裁判所大法廷での判断が示されたことのない多数の憲法上の重要な争点を検討しようとするれば、近年の学説を参照したうえで検討し審議することが不可欠の前提となるはずである。そして、近年の憲法学者等の見解は再審原告らの主張を支持するものばかりであり本件の地裁及び高裁の憲法判断及び結論と異なっているのであるから、第一小法廷が上告理由に含まれる多数の争点を慎重に検討したのであれば、あるいは多少なりとも検討したのであれば、憲法違反に「明らかに」該当しないとの結論を示すことは、とうていあり得ない。

本件棄却決定は、本件上告の帰趨を決定づける前記の憲法上の多数の争点について慎重な検討をすることなく、あるいはまったく検討することなくなされたものであって、判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったといわざるを得ない。

これは民訴法 338 条 1 項 9 号の再審事由（判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。）に該当する。

(3) 結論

よって、再審原告らは、民訴法 338 条 1 項 1 号及び 9 号に基づき、本件について再審開始の決定を求め、もって大法廷での判断を求める。

以上